

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和8年6月2日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後4時50分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室3
議 長 等 の 氏 名	副 会 長 福島 裕敏
出 席 者	副 会 長 福島 裕敏 委 員 鍋島 正明 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 惠津子 教 育 長 森 尚生 学校教育推進監 福田 真実
欠 席 者	会 長 中村 和彦
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校指導課長 斉藤 雅子 教育センター所長 前田 清幸 学校指導課主幹 太田 奈菜子 学校指導課指導主事 工藤 敦史 学校指導課指導主事 齋藤 貢一
会 議 の 議 題	(1) 弘前市学校危機対応緊急支援チームについて (2) 令和7年度の「いじめ」に関する状況報告 (3) 令和8年度年度始めの「いじめ」に関する状況報告
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 令和7年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料2 令和7年度 月毎のいじめの認知(第一報)件数 ・資料3 令和7年度いじめに係る報告書の状況 ・資料4 令和8年度いじめに係る報告書の状況(4~5月) ・資料5 令和8年度5月末現在の「いじめの重大事態」について

<p>会議内容</p> <p>( 発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等 )</p>	<p>(議長)</p> <p>「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(議長)</p> <p>初めに、弘前市学校危機対応緊急支援チームについて説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>「弘前市学校危機対応緊急支援チーム」とは、「学校内外において、いじめによる自殺や外部侵入者に代表される重大事件や事故等が発生した場合に、まずは初動の3日間において、学校の混乱を最小限に抑え、学習環境を回復し、事実解明を公正・客観的に行うことなどを目的とした組織」を指す。</p> <p>また、支援対象は、(1) 児童生徒の死亡や重大な傷害などの事件、事故、(2) いじめ防止対策推進法に規定する「生命心身財産重大事態」、(3) その他教育上著しく影響があると認められる生徒指導上の諸問題等であり、支援内容として、(1) 危機対応に関する支援 (2) 心身の健康の維持・回復に関する支援を想定している。</p> <p>続いて、チーム構成は、学校からの報告、相談、要請を受けた際には、市長の指示により、教育長が支援チームの統括に当たり、チームを当該学校へ派遣し、チームの代表として指揮を執る。補佐役として、教育部長、学校教育推進監、そして、法務指導監が支え、校長への指示・助言に当たる。</p> <p>支援内容のうち、主に「危機対応支援」には、教育委員会各課の職員が、保護者やマスコミの対応、教員サポート、関係機関連携の支援に当たり、「心身健康の維持・回復支援」には、外部専門家である医療関係者や臨床心理士をはじめとして、状況に応じて、市長部局健康増進課から保健師、臨床心理士等、こども家庭課から家庭相談員等の協力を得て、児童生徒やその保護者の個別ケア等に当たる。</p> <p>なお、学校からの要請がなくても出動することを想定している。</p> <p>いじめ防止等対策審議会の委員には、外部専門家の人選など、随時の御助言をいただければと考えている。</p> <p>設置要綱の第4条にあるように、支援チームの派遣日数は3日以内を基本とし、外部専門家には第5条にある謝金及び旅費を支給することとしている。</p> <p>(議長)</p> <p>ただ今の説明に対して質問はないか。</p>
---	---

(委員)

外部専門家をこれから誰にするか推薦するという事か。

(事務局)

事態が起きた場合に支援チームで検討していただくこととしている。

(委員)

外部専門家の選出はどのように考えているか。推薦になるのか。

事前に各業界に打診しておく必要はないか。

(事務局)

その都度、外部専門家を要請するとした場合、「こういう事態が起きたらこの方々をお願いしたい」という具体的な連携先、例えば臨床心理士会や医師会などの協力体制が見えにくいのではないか。

(事務局)

事案の重大性によって、対応の期間や緊急性が違ってくる。この緊急支援チームは「初動3日間」が大事になる。今いるメンバーから迅速に推薦していただくことは機動的に機能すると考えている。ただ、明確に窓口が決まっているものではない。

(委員)

緊急性を要するチームのため、迅速な出動が求められる。いざ事案が起きた際に、いきなり委員や関係委員等から問い合わせがあっても、推薦を受けた側が困惑してしまうという側面もあるため、事務局で議論し、第三者委員会等の枠組みと同様に、あらかじめ業界ごとの連絡ルートを整理・構築しておいた方が、十分な対応ができると思う。

(委員)

医師会や心理士会など、それぞれの業界の事情もあるため、事務局には窓口の設置について再度検討していただきたい。

(議長)

次に、令和7年度の「いじめ」に関する状況報告について説明をお願いします。

(事務局)

昨年度末に各学校から報告された認知件数は、前々年度、前年度と比較して大幅に増加している。この増加は、文部科学省の指針どおり、各学校が初期段階の軽微なものも含め、いじめを積極的に認知し、早期解消に向けた取組を進めている結果であり、教育委員会としては肯定的に捉えている。

いじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口」などの言葉による暴力が最も多く、次いで「ぶつかる、叩く、蹴る」などの暴力行為となっている。

令和7年度は、小・中学校ともに「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる」が増加した。加えて、小学校では「金品を隠され

る、壊される」事案も増加した。

「発見のきっかけ」としては、保護者からの訴え・相談が最も多く、次いで、本人からの訴えが高い割合である。児童生徒自らがSOSを発信する力が育まれていることや、教師との信頼関係が構築されている表れであり、早期発見・早期対応につながる望ましい傾向と捉えている。

「解消状況」については、解消率は小学校が約6割、中学校が約7割で、現在も支援を継続しているケースがある。5月末時点の状況を確認したところ、安易に「解消」と判断せず、丁寧な見守りや対応を継続している事例がほとんどである。

昨年度の認知件数を月毎、学期毎にまとめると、入学やクラス替え直後の新たな人間関係が形成される時期、学校行事の前後、及び学級集団が固定化して力関係や仲間外れが表面化しやすい2月頃などに認知件数が増加する傾向がある。

教育委員会としては、学校生活のあらゆる場面で教職員が日常的な声掛けを行い、安心して過ごせる居場所づくりと、互いを認め合える集団づくりを推進するとともに、組織的に迅速かつ丁寧な初期対応を行うことを各学校に周知徹底することが重要であると捉えている。令7年度の報告は以上である。

(議長)

ただ今の説明に対して質問・意見はないか。

(議長)

続いて、令和8年度年度の「いじめ」に関する状況報告をお願いします。

(事務局)

令和8年4月から5月までのいじめの報告状況を伝える。

4月は前年同月比で1件減少しているものの、5月は増加しており、各学校において、いじめを積極的に認知し、報告していただいている状況である。

教育委員会としては、引き続き学校と情報共有をしながら、指導・助言をしていく。

各学校においては、いじめの発生後、速やかに事実確認及び指導を行っており、多くの事案が解消に向かっているところである。一方で、指導が入りにくく、いじめ行為を繰り返す児童生徒や、加害児童生徒及び学校の対応に不信感を抱く被害児童生徒の保護者への対応に苦慮する事案も発生している。

教育委員会としては、被害児童生徒の不安の解消を図るとともに、加害児童生徒の背景にある不満やストレスにも目を向けながら、丁寧に児童生徒の話を聞くよう各学校へ助言し、いじめの解消に向けた継続的な見守りをお願いしていく。

また、SNS等に関わる事案については、必要に応じて警察との連携

もためらうことなく行うよう助言する。

以上で、説明を終わる。

(委員)

SNSによるトラブル事案の発見のきっかけはどのようなものか。

(事務局)

本人や保護者からの訴えである。

(委員)

SNSによるトラブルの背景には何があるのか。インターネットを介したトラブルについては、明らかになっていない事案がもっとあると思う。

(事務局)

様々なケースがあると捉えている。

(委員)

ネットトラブルについては、保護者に対しての注意喚起や家庭での指導も必要ではないか。

(事務局)

より一層、情報モラル教育を大切にしていこう必要があると考えている。また、被害児童の心身の安全・権利を守る観点からもネットトラブルについては、大きな課題として捉えている。

(委員)

インターネット上で一度拡散してしまうと、デジタルタトゥーのように完全に消し去ることが難しくなるリスクも含め、安易なネット利用の危険性については、子どもたちに正しく教育しなければならない。特に性教育やネットリテラシーの観点から、法的な整理も含めて対応を強化する必要がある。

(委員)

保護者の中には、学校に相談したくても電話の対応が17時で終了するため、メールで相談したいという要望が多くなっているとも聞く。

(委員)

時間外など、学校での対応が困難なケースについても、県や関係機関がもっている相談窓口やホットラインなどの外部リソースを広く周知し、緊急時に学校と外部がしっかりと連携できる体制構築をSOSの仕組みとして機能させることが不可欠である。

(委員)

ネットトラブルは、性的な被害も増えていると感じる。

(委員)

子どもたちに対する指導はもちろん大切であるが、ネットトラブルが発生した場合の学校の対応について、子どもたちや保護者に伝えておくことも必要ではないか。特に性に関するトラブルの場合は即、「警察に

通報します」などの学校としてのメッセージを事前に伝え、徹底する必要があると考える。また、子どもたちはSNS等の利用制限や著作権のことなど、知らないまま利用していることにより、トラブルが発生しているように感じる。

(教育長)

学校の取組として、「情報モラルの教育はします」「事故対応はできません」「万が一、事故が発生した場合、心のケアはします」などと明確にメッセージを伝え、週に1回は必ず情報モラル教育を実施している学校もある。ネットトラブルは、学校以外で発生する場合がほとんどである。

(学校教育推進監)

情報モラル教育については、どこの学校も実施しているが、保護者への説明や子どもたちに対するケアを含め、緊張感をもって取り組んでいく必要がある。

(委員)

情報モラル教育については、大人たちが日々気にしているのだという継続したメッセージを子どもたちに出し続けることが大切である。

(委員)

性的なトラブルについては、加害にならない指導に加え、被害にならないよう、自分の身体や心を守る指導も、小さなころから継続してほしい。

(学校教育推進監)

性的なトラブルに関する未然防止の観点から、小学校低学年の初期段階から適切なアプローチをするなど、工夫した対応をしていきたい。

(委員)

加害者が被害者になるケースも多くなっているように感じる。

(学校教育推進監)

事案の発生時期により、学校が対応に苦慮する場合もある。十分な聞き取りができるような対策が必要だと考えている。

(委員)

学校現場が多忙を極め、多くの学級経営上の課題を抱えているように感じている。いじめの発生は、2月の人間関係が固定化する時期や、4月の新学期の時期にトラブルが表面化しやすいことはデータにも出ている。現在は全国的にも「チーム担任制」の導入など、学級経営のあり方が見直されているが、担任一人に頼るのではなく、学校全体、ひいては教育委員会が初期指導を見落とさない仕組みを強化することが今後の大きな課題である。

(委員)

先生方の指導力についても強化する必要があると感じている。

	<p>(委員)</p> <p>加害者が被害者になるケースはよくある図式だが、加害者となる子どもを減らす意識が大切である。</p> <p>(委員)</p> <p>いじめにより、学級に入りづらくなった子どもには、スクールカウンセラーの効果的な活用を考えていただきたい。</p> <p>(委員)</p> <p>様々なことに対応し、教育現場は疲弊していると思うが、保健室の利用回数が増えるなど、子どものサインを見逃さないことを基本にし、子ども、保護者、教員に対しても何かあったら相談できる窓口があることを伝えていくことが大切だと考える。</p> <p>(議長)</p> <p>他にご意見はあるか。他の意見等がないようなので、これで本日の協議会を終了する。</p>
--	---